第九条第一項の表市町村の項第八号2中「平成二十四年」を「平成二十五年」に改め、同号6から12までを次のように改める。

6　児童数（3歳未満）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

7　児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

8　児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分及び施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳～小学校」の「本年2月末現在全体」の数から「3歳以上小学校修了前」の「支給対象児童数」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

9　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第2子及び第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳～小学校」の「本年2月末現在全体」の数から「3歳以上小学校修了前」の「支給対象児童数」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

10　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳～小学校」の「本年2月末現在全体」の数から「3歳以上小学校修了前」の「支給対象児童数」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

11　児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳～小学校」の「本年2月末現在全体」の数とする。

12　児童数（中学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）は、児童手当支給状況報告（被用者分）における様式1第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数に同報告書における様式2第1表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「計」の数を加えて得た数とする。

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

14　障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「共同生活介護（ケアホーム）」、「施設入所支援」及び「共同生活援助（グループホーム）」を合算した数とする。

15　障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「療養介護」、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を合算した数とする。

16　障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」及び「同行援護」を合算した数とする。

第九条第一項の表市町村の項第八号12の次に次のように加える。

13　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

14　児童数（3歳未満）（地方公務員分）の市町村分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

18　児童数（3歳未満）（被用者・非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

19　児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第2子及び第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者分）における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

20　児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

21　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第1表(2)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

22　児童数（3歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式1第2表(2)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。